

# 一般財団法人日本製薬医学会 会員約款

## 第1条（目的）

本約款は、一般財団法人日本製薬医学会（以下「本学会」という。）の定款37条の規定に基づき、会員が本学会に対して負担すべき金銭（会費）の額について、定めるものとする。

## 第2条（計算期間）

会員が本学会に対して負担すべき金銭（会費）は年会費とし、年会費の計算期間は、毎年4月1日を期初とし、翌年3月31日を期末とする。

## 第3条（会費）

会員は、自己が属するカテゴリーにしたがい、当該カテゴリーの年会費を負担する。

カテゴリーの種別	年会費の金額
① 下記②乃至⑤に該当しない方	15,000円
② 行政機関に勤務する職員で、企業との契約の無い方	5,000円
③ 大学、国立・地方自治体立の病院・研究所の職員で、企業などに所属しない方、または、企業と顧問契約などを有しない方	5,000円
④ JAPhMed特命活動への参加予定者*	5,000円
⑤ PharmaTrain受講中の方**	5,000円

\*（理事指名により特命事業年度に限定して適用）

\*\*（受講中年度のみ）

## 第4条（計算期間の途中で会員資格の変更があった場合または入退会した場合の取扱い）

- 1 年会費の計算期間の途中で会員が属するカテゴリーの変更があった場合、当該計算期間については、当該会員の負担する年会費の金額は変更しないものとし、会員は、翌計算期間から当該時点のカテゴリーの年会費の金額を負担するものとする。
- 2 会員が、年会費の計算期間の途中で本学会に入会又は退会した場合、年会費の金額は日割計算しないものとする。

## 附則

1. 本約款は、2018年4月1日から施行する。
2. 本約款は、2019年4月1日に改訂する。